

佐賀県告示第二百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知があつた。

平成二十四年八月十四日

佐賀県知事 古 川 康

一 保安林予定森林の所在場所

鳥栖市河内町字三子谷一七二五の二一、一七二五の三九から一七二五の四一まで、一七一五の五〇、一七一五の五四、一七四八の一、一七四九、字小原山一七五五の一、一七五六の一、一七五六の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び鳥栖市農林課に備え置いて縦覧に供する。)